

身体的拘束等の適正化のための指針

1. 身体拘束等の適正化に関する基本的な考え方

身体拘束は、利用者の生活の自由を制限するものであり、利用者の尊厳ある生活を阻むものである。介護老人保健施設ケアテル猪苗代は、利用者等の尊厳と主体性を尊重し、拘束を安易に正当化することなく職員一人一人が身体的・精神的弊害を理解し、拘束廃止に向けた意識を持ち、緊急やむを得ない場合を除き、原則として身体拘束をしないケアの実施に努めることとする。

2. 身体的拘束適正化検討委員会その他施設内の組織に関する事項

① 設置の目的

身体的拘束適正化検討委員会（以下、当委員会と称す）は、身体的拘束適正化マニュアルに基づき、常に身体拘束及びその他の方法による利用者様の行動について、それを妨げるものについて確認・検討するものとする。また、利用者様の生命・身体を保護するための緊急かつやむを得ない場合について、当委員会において検討し、一定の手続きをもって実施の有無及び設定期間について判断し、職員へ周知するものとする。

② 委員会の構成

委員長は施設管理者とする

- ・ 医師（施設管理者）
- ・ 看護師
- ・ 介護士
- ・ 理学療法士、作業療法士、言語聴覚士
- ・ 管理栄養士
- ・ 介護支援専門員
- ・ 支援相談員
- ・ 事務員

その他必要に応じて関係者が出席

③ 開催時期

毎月第4水曜日開催

④ 検討内容及び活動内容

身体的拘束適正化に取り組む指針の確認

身体拘束となる具体的行為についての検討

身体拘束の実態調査

身体拘束に向けた年間目標や行動計画の作成

身体拘束廃止が困難な事例についての検討

身体拘束を解除した成功事例の発表
緊急やむを得ない場合の身体拘束についての検討

3. 身体拘束等の適正化のための職員研修に関する基本方針
職員に対する権利擁護及び身体拘束適正化のための研修は、基礎的な内容などの適切な知識を習得・啓発するものであるとともに、権利擁護及び身体拘束等の適正な取り扱いができる内容とし、以下の通り実施する。
 - ① 定期的な研修の実施（年2回以上）
 - ② 新任職員への研修の実施
 - ③ その他の必要な教育、外部研修の実施
 - ④ 実施した研修についての実施内容の記録と周知

4. 発生した身体拘束等の報告方法の方策、及び対応に関する基本方針
当委員会において利用者本人の身体拘束等をやむを得ず行う場合には、次の手続きに基づき、利用者・家族に速やかに説明し、報告を行う。
 - ① 委員会の開催
身体拘束の必要性と切迫性、非代替性、一時性の検討。
 - ② 施設長による「緊急やむを得ない身体拘束に関する説明書」の作成及び利用者、家族又は身元引受人への説明。
 - ③ 身体拘束を行う場合の様態・時間・心身の状況等の記録。
 - ④ 身体拘束介助を目標とした継続的カンファレンスの実施。
 - ⑤ 身体拘束等を解除する検討および関係者への連絡。
 - ⑥ 身体拘束解除後の評価。

5. 入所者等に対する当該指針の閲覧に関する基本方針
当該方針については、事業所内に据え置くと共に、当法人のホームページにも掲載するものとする。

6. その他身体拘束等の適正化推進のために必要な基本方針
その他身体拘束等の適正化のために必要な人員、物品等については必要に応じて検討するものとする。

附 則

この指針は、平成16年7月1日から施行する。

この指針は、修正を行い、令和6年4月1日から施行する。